

## 消費税(納税額)の計算とインボイス制度

### 現行

仕入税額控除 ※  
売上の10% - (仕入・外注などの経費)の10% = 納税額  
例) 100万円 - ( 80万円 ) = 20万円

### インボイスが実施されると納税額が増加!

仕入税額控除  
免税事業者からの  
売上の10% - (仕入・外注などの経費)の10% = 納税額↑UP  
例) 100万円 - ( 40万円 ) = 60万円

※仕入税額控除=仕入、外注費、光熱費、通信費、燃料費などの消費税

仕入税額控除には消費税が課税されていない経費は算入しません(給料、保険料、税金など)  
免税事業者への支払いも消費税が課税されていないとして、仕入税額控除ができなくなります

# インボイスは事業者に大增税! インボイスの危険性を対話で広げ、中止に追い込もう

来年10月から実施が予定されているインボイス制度(適格請求書等保存方式)について、「まだよくわかっていない」「自分には関係ない」との声が聞かれます。あらためて、消費税インボイス制度について解説します。

インボイス制度は、消費税率が変わるわけではないので、テレビのニュースやマスコミも全くと言っていいほど取り上げませんし騒ぎません。しかし、販売を行っている事業者や自営業者には「大增税」が押し付けられ、危険かつ死活問題となる制度です。増税の額もハンパない額となります。

#### 免税事業者をなくす

インボイス制度を理解するために、消費税の納税の仕組みを知る必要があります。現在の消費税制度では売上が1000万円を超えると「消費税課税業者」となり、2年後から確定申告とともに消費税申告書を提出し、税務署に消費税を納めることとなります。逆に売上が

1000万円を越えなければ「免税事業者」として税務署に納税することはありません。インボイスは、この「免税事業者」を「課税事業者」にしてしまおうという制度です。納税しなくてもいいものを払わされるのですから、免税事業者にとってはまさに「大增税」となります。仮に500万円ほどの売上がある人は約15万円、200万円の消費税となり(50万円ではないが)、大增税です。

#### 免税事業者の場合

あなたが免税事業者の場合、インボイス制度が近づいてくると親会社から「インボイス番号を取ってきてくれ(登録)」「とか「インボイスどうするのかわか?」と問いかけられます。すでに問われている人もちらほらと出てきています。「税務署へ行って消費税課税事業になって来い」という意味です。断ると、あなたが支払うべき消費税を親会社が負担しなければならなくなります。当然、親会社はあなたと仕事を続けたくなくなるでしょう。

#### 課税事業者の場合

あなたが建設業の親会社で課税事業者である場合、免税事

業者の外注職人を雇っているとします。すべての外注職人が仮に課税事業者になることを拒んだ場合、外注費の総額の10%が新たに消費税の増税上乘せ分となります。年間の外注費が2000万円とすると200万円が増税になります。インボイスとはこのように非情な制度であり、着々と実施に向けて進められています。

#### まだ中止させることも

先の参議院選挙では、「消費税減税・インボイス中止」を掲げる野党が議席を増やすことができず、消費税減税を頑なに拒む自民が圧勝しました。しかし、まだ時間はあります。そして「インボイスは問題ある制度」という声が世論に湧き始めています。民商は全国的にインボイス中止に向けて運動を強めています。事業者である皆さんがインボイスの危険性を口コミで広げ、中止署名と対話で反対の世論を巻き起こせば「インボイス中止」を勝ち取ることができます。コロナ禍の混乱の中であえて行う制度ではありません。消費税大増税のインボイス中止を勝ち取るために力を合わせてたたかきましょう。